

BEREC と EU 電気通信市場に対する法政策 (EU テレコムポリシー)

寺田麻佑^{†1}・板倉陽一郎^{‡2}

本報告は、EU の電気通信市場に対する調整機関として存在している BEREC の存在意義、組織構成、また現在 BEREC が検討中の EU 電気通信市場に対する勧告等の作成状況等を具体的に研究発表し、BEREC の組織としての EU 電気通信市場に対する影響を検討する。また、BEREC 設立規則とは別に存在する、BEREC 内部規則等の変更状況や、BEREC としての予算の執行や EU 構成国の予算負担状況も含め BEREC の組織としての EU テレコムポリシーの中での位置づけ、欧州委員会との関係などについて、検討を行うものである。

BEREC and EU Telecommunication Policy over EU Telecommunication Market

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

In this report, BEREC as an organization that is to facilitate EU institutions and EU telecom sector to make better telecom policy in the EU telecommunication market is introduced with its significance of existence, organizational structure and its impact of the reports on EU telecommunication market. There exist rules of procedure of the board of regulators of BEREC which is separately set from the Regulation EC 1211/2009 of the European Parliament and the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office, and its situation of revision is also introduced. In the end, this paper will look at the budgetary situation of BEREC, its position in the EU telecom policy and its relation to the European Commission.

1. BEREC の存在意義・組織構成

BEREC (Body of European Regulators for Electronic Communications, 欧州電子通信規制者団体) は、2009 年のテレコム改革パッケージの一環として、Regulation EC 1211/2009 of the European Parliament and the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office (欧州電子通信規制者団体 (BEREC) と事務局を設立する規則、以下、「BEREC 及び事務局設立規則」又は単に「設立規則」という。) によって設立され、その活動を 2010 年 1 月に開始した団体である。BEREC は 2011 年に完全な機能を備えるようになり、EU の現在の電気通信市場政策の規制枠組みから必要とされる課題を達成するための準備が整う状態となった。

1.1 BEREC 設立の経緯—EU における 2009 年のテレコム改革パッケージ

BEREC が設立されることとなった EU における 2009 年のテレコム改革パッケージとは、以下のようなものであった。すなわち、(1)「BEREC 及び事務局設立規則」、と (2)

消費者保護やプライバシーの保護等に係る「市民の権利 (Citizen's Rights) 指令」[1]、及び (3) 規制枠組みや周波数政策等に係る「より良い規制 (Better Regulation) 指令」[2]の三つの指令からなり、ブロードバンド時代における様々な消費者の需要に対応することと同時に、欧州単一市場を見据えて欧州委員会がより強いイニシアティブによって電子通信関連市場を導く仕組みへとシステムを変革するものでもあった。

2009 年のテレコム規制改革パッケージの中における最大の特徴が、BEREC の設立であったということが出来る。

1.2 BEREC の存在意義

BEREC は電気通信分野における規制者団体であるが、欧州委員会との関係等を踏まえ、それ自体は EU における正式な組織とはなっていない。しかしながら、BEREC 事務局は EU における正式の組織 (Community Body) であり、BEREC は、同事務局に支えられた組織として、欧州委員会と各加盟国の規制当局との間の調整機関と位置付けられている。EU テレコムポリシー (欧州電気通信政策) の提案や決定に重要な役割を果たすことを期待された調整機関といえることができる。

BEREC に期待される役割は、BEREC 及び事務局設立規則の目的規定によれば、「電子通信規制枠組み指令について、EU 域内において一貫性を有する方法で適用することを促進し EU 単一市場の発展に貢献すること」であり、具体的には以下のようなことである[3]。

^{†1} 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

^{‡2} 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

1) 加盟国規制機関 (NRAs) の間で EU の規制枠組みの導入に関する共通の適用方法, 手段, ガイドライン等に関する最適な規制の実施を検討して普及させること[4].

2) 欧州委員会の決定やガイドライン, 勧告の草稿についてオピニオン (意見) を提出すること[5].

3) 欧州委員会からの要請に基づき, もしくは BEREC 自体のイニシアティブに基づき, 必要な場合, またその能力の範囲内のあらゆる問題につき, 欧州議会や閣僚理事会に助言や意見 (レポート) を提出すること[6].

4) 第三者機関との議論に関して関係機関を支援すること. 加盟国規制機関 (NRAs) が BEREC に提出する市場の確定や支配的事業者の特定, 事前規制措置の実施に関する政策案に異見を与え, また, 加盟国規制機関 (NRAs) が例外的方法を実施することを許可もしくは不許可とするための意見を提出すること.

BEREC は表明する意見を採択等する前に関係者の意見を聴く義務があり, また, 加盟国規制機関 (NRAs) と欧州委員会も, 最大限 BEREC の意見を考慮する必要がある. BEREC の存在意義は, まさに域内電気通信市場のハーモナイゼーションに貢献する点にある.

1.3 BEREC の基礎的組織構成

前述のとおり, BEREC は EU において専門的問題に対応するために設立される公式な共同体機関 (Community Agency や Community Body) としては設立されておらず, 法人格を有さない非公式組織である.

BEREC の本体は, 各加盟国電気通信規制機関の最高責任者又は, 指名される高位代表者が構成員となっている規制委員会である. この規制委員会のメンバーが, BEREC の構成員であり, 規制委員会は最高意思決定組織でもある.

規制委員会は BEREC が提案する意見や助言等の最終決定を行う. 規制委員会は, 加盟国政府 (規制機関), 欧州委員会及びその他関係する組織から独立して活動することが義務付けられている[7].

本稿では, BEREC に関し, 戦略目標について紹介をしたうえで, 組織構成を細かく検討する. BEREC については, 邦語文献に欠けることもあり, 検討は有益であろう. 以下では, ①BEREC の EU 電気通信市場政策に対する分析とその戦略的位置付け, ②組織構成の概要及び, ③BEREC の電気通信市場に対する関わり方をみたく, ④BEREC と欧州電気通信市場政策 (EU テレコムポリシー) との関係について分析する. これらの作業を通じ, 我が国の電気通信市場政策に対する示唆と今後の課題を提示することとした.

2. BEREC と EU 電気通信市場政策

BEREC は, 現在の動向と市場の発展が BEREC の機能と

成果に影響を与えるか, つき, 3 年計画の展望を発表している. 2014 年の 12 月には, 2015 年から 2017 年にかけての新たな戦略を採用した[8].

その基本戦略は以下の 3 つである(2.1.1 も参照)[9].

The BEREC Strategy outlines the 3 strategic pillars for BEREC's activities in the period 2015-2017, as follows:

1. Promoting competition and investment;
2. Promoting the Internal market;
3. Empowering and protecting end-users;

これらの目標

- (1) 競争と投資を促進させること
- (2) 域内市場を促進させること
- (3) エンドユーザーの保護と権限付与

を達成するために, 様々な戦略が採用されている.

BEREC の戦略ペーパーは, BEREC の組織としての機能的効率性と BEREC が外に出す様々な意見等の質の重要性に焦点をあてるものである. それら, 機能的効率性や質の確保が, BEREC の戦略的目標を達成する重要な鍵となるからである. BEREC は戦略ビジョンをその他業務に反映させると同時に, BEREC の資源を最適化するために業務計画の改善に使用する.

目的の達成は三つのレベルにおいてなされる. ①各国規制機関による, 最適な実践やガイドライン等を通じた決定の質と継続性の向上を働きかけること, ②欧州委員会その他の関係機関と協力し合うこと, ③業務方法やアウトプットの質を向上させることである.

2.1 BEREC の検討する EU 電気通信規制枠組みの発展

電気通信市場と技術革新は EU レベルにおける規制の相当程度の進化を背景として現実化している. 本稿執筆時現在, 「繋がる大陸 (Connected Continent) 規制」の草案が議論されているが, 同規制が採択されると, BEREC には, さらに新たな分野におけるガイドラインの提示や新たなモニタリング任務が課される見込みである.

2015 年からの数年間は, 概括的な EU 政策である EU2020 や, 電気通信分野における政策である「EU のためのデジタルアジェンダ」(Digital Agenda for Europe) 等が検証される期間であり, 新たな法規制が EU の法政策として議題に上る可能性がある. これらの現在進行形の電気通信市場を含めた EU 法政策の規制の検証は, BEREC の今後数年間の役割として, 重要なものである.

前回の電子通信規制枠組みの検証は 2009 年に行われ, BEREC の設立は 2009 年検証の結果である. 2009 年検証では, 「発展型アプローチ」(evolutionary approach) が採用され, 2002 年の電気通信市場政策に関する電子通信市場パッケージの基本的規制枠組み (法規制) を維持し発展させる

ものであった。2009年の規制改革は、現在に続く成長と革新をもたらす基礎力となっているものと考えられている[10]。

2.1.1 BERECの戦略目標

BERECの戦略目標は、BEREC及び事務局設立規則1(3)条所定の設立目標の一つに「BERECは、独自に、公平にそして透明性をもってその業務を遂行する。すべての業務において、BERECはEU指令2002/21/EC(枠組み指令)の8条に定められている、加盟国規制機関(NRAs)と同じ目的を追求する。特に、BERECは、電子通信のためのEU枠組み指令の一貫した業務適応の確実性を目指すことによって、開発と電子証券取引ネットワークとサービスの市場内部における、より良い機能性に貢献する。」(傍線筆者)と定められたことからわかるが[11]、原則として、2002年の電子通信規制改革パッケージの一つである枠組み規制の8条に従ったものである。

具体的には、

- 1) 競争の促進
- 2) 域内市場の発展に尽くすこと
- 3) EU市民の利益を促進すること

である。これらの目的を達成するために、BERECとその構成員は、常にもっとも効果的でつり合いの取れた、そしてもっとも介入の少ない規制方法を模索することとし、そのために、常に、規制については、必要があれば共同規制や規制緩和も視野にいれている、との指摘がなされている[12]。

現在のBERECの戦略目標は、前述のとおり、上記のパッケージの目標を基礎として発展させた、

- 1) 競争と投資を促進させること
- 2) 域内市場を促進させること
- 3) エンドユーザーの保護と権限付与

である。

2.1.2 戦略目標(1)について—競争と投資の促進

BERECは、EUのグローバルな競争環境がEUの国内環境の競争状況に由来することを強く認識し、欧州のテレコムセクターが競争力を有することが活気ある欧州経済をもたらすことであると考えている。そのためには、BERECもその状態の整備の一翼を担う、効果的な投資と革新が続けられることが必要である。そのために、各国規制機関(NRAs)は効果的な競争状態を作り出し、そうすることによって、さらなるインフラやサービスに対する効率的な投資や革新技術をもたらすようにしなければならないとの認識がなされている。この目標の一番重要な点は、効果的かつ持続的な競争環境こそが能率的な投資を引き出す力となる、という点である。そのために、経済に対する事前規制も徐々に少なくしていく必要があるとBERECは考えてお

り、その点についての助言と勧告を進める予定であるとす
る目標を掲げている。

2.1.3 戦略目標(2)について—域内市場の促進

BERECは各国規制機関がそれぞれに果たす重要な役割を認識しつつ、各国の独自性にも理解を示しながら、

- 1) 調和した規制の実効を発展させること
- 2) クロスボーダーな問題に関する調和のとれたアプローチを図ること

を中心に、各国それぞれの豊富な経験から学び、情報交換しつつ、各国の域内市場の促進と同時に、電気通信市場全体のハーモナイゼーションを図ることを目的としている。

2.1.4 戦略目標(3)について—エンドユーザーの保護と権限付与

各国規制機関はEU市民の利益を促進しなければならない、それらの規制の執行を通して、最終的なユーザー(ビジネスユーザーを含む)の保護及び弱者の利益を保護しなければならない。

欧州のエンドユーザーの状況の向上は、常にBERECの中心的課題であった。上記二つの戦略目標とこのエンドユーザーの保護は、連続的である。すなわち、域内における電気通信分野における競争環境が活発化するにつれて、エンドユーザーへの権限付与がなされるようになり、権限の付与されたエンドユーザーが、さらに競争を活発化させるというものである。このことは、ふさわしいやり方、すなわち焦点をしばった効果的な方法で競争環境に関する規制を展開しようとする各国規制機関にとっても、需要重視型の市場の力学を常に理解しておかなければならないということを意味している。

BERECと各国規制機関はそれぞれ独立に、また協力して、市場の発展を観察し、エンドユーザーがふさわしい価格と質のサービスを自ら選ぶことのできる状況が維持されるように対応していかなければならないと認識している。また、BERECは、エンドユーザーがインターネット上のコミュニケーションに依存しはじめている現状についても常に把握し、オープンインターネットに関する様々な問題について、問題提起を続けていく必要があるとされている。

2.2 BEREC ワークプログラム 2015

BERECは、BEREC及び事務局設立規則5(4)条に規定される「(BEREC及び事務局設立規則)17条に従い利害関係者と協議の上、規制委員会は、年度末までに業務内容が関係する内容に先立ち、BERECの例年の業務内容を承認するものとする。その承認後ただちに、規制委員会は、例年の業務内容を欧州議会、理事会及び委員会に通達するものとする」との業務内容の確定として、毎年のワークプログラムを設定している。

年間のBERECの業務内容の確定の手続は毎年夏に始まる。2015年のワークプログラムは設立規則5(4)条に規定された通りに、多くの異なる利害関係者との協議を経て、2014年12月に採択された[13]。2015年の内容は、主として上記の3年計画の戦略目標を具体化するものである。

また、BEREC事務局もBEREC本体とは別にワークプログラム2015を策定しており、そちらには、予算措置のことが記されている。

BEREC事務局のワークプログラムによれば、2015年に主として電子通信分野において政策形成を進展させる予定のものは、現在規制枠組みが検討されているテレコム単一市場(「繋がる大陸(Connected Continent)規制」)に関する問題と、ユニバーサルサービスの射程の問題に関する検討であり、その他の優先事項は、関連市場に関する勧告の改定に関することであるとされる[14]。

BEREC事務局は、規制委員会の会合の調整をサポートするほか、後述するコンタクトネットワークや専門ワーキンググループの会合等の調整をサポートする。

BEREC事務局は前述のとおりEUの正式な組織であることから、EUの予算が支出されており、その予算(案)は以下の通りであった。

EUによる分担金	EUR 4,017,244
利子	EUR 1,600
合計	EUR 4,018,844

MC(14)102 p.6.

また、組織の構成員に関しては、以下の通りであった。

	2014年	2015年
設立計画からのポスト(人)	16	15
外部委託人員(人)	12	12
合計(人)	28	27

MC(14)102 p.6.

(なお、2014年から2015年にかけて1名の人員の減少が予定されているのは、EUの組織や機関全体に関してEU全体において5年間をかけて欧州委員会が5パーセントの削減を求めていることに対応したものである。)

BEREC事務局は、BEREC規制委員会(BERECの構成員と規制委員会の構成員は同一であり、両者は同一の組織であるため、BEREC=BEREC規制委員会と考えることもできる)と、のちにみるBERECコンタクトネットワークと専門ワーキンググループをサポートする役割を果たすものであり、その専属スタッフは30名弱である。BEREC事務局

局にはEUの予算が割り当てられているが、専門ワーキンググループや規制委員会の構成員の人件費等はすべて、それらワーキンググループに人員を派遣する、もしくは規制委員会の構成員を派遣する加盟国規制機関が負担する。

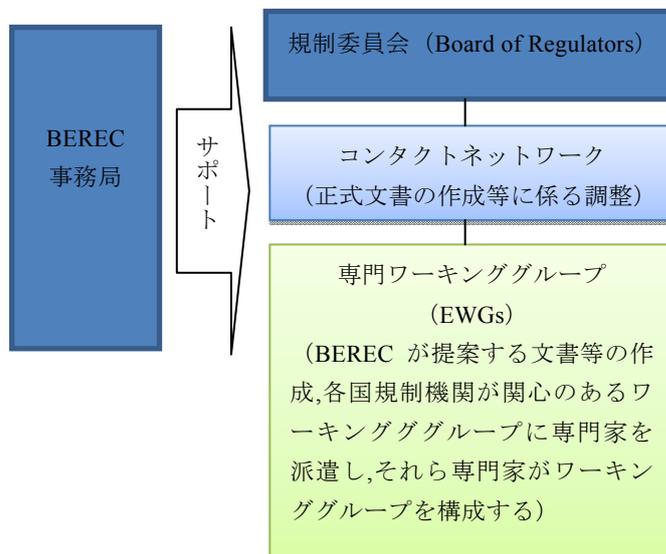
2.3 BERECの組織構造

BERECは規制委員会をその意思決定機関として有するが、BERECの実際的な様々な助言・勧告等の業務については、多くの各国規制機関がそれぞれ派遣する専門家等によって構成される専門ワーキンググループ等によって草案が作成され、それらがさらに正式文書になるについてはコンタクトネットワーク(各国の高位代表者のグループ)による検討を経たうえで、規制委員会等が決裁を行う仕組みとなっている。

これらの細かな手続に関しては、BEREC及び事務局設立規則とは別に、BEREC内部の手続規則(Rules of Procedure of the Board of Regulators、以下「手続規則」又は「RoP」という。)が存在し、その内部手続規則において手続が決められている[15]。

BERECの手続規則(RoP)は投票の詳細な手続や、会議を開催する際の通知期限について定めている。2014年12月にブリュッセルで開催された第21回のBERECの正式会合において、BERECの専門ワーキンググループの設立や機能に関するより細かな規定を盛り込むために改訂が行われた[16]。

【BERECの組織構造図】



2.3.1 コンタクトネットワークに関する内部規則

手続規則12条には、コンタクトネットワークとして、専門ワーキンググループの上位に位置する専門家集団に関する規定が定められている。

同条において、コンタクトネットワークとは、BERECを構成する加盟各国とオブザーバーの高位代表者によって

構成され、規制委員会の長（BEREC の代表者）を代理する者がその長となるとされている。コンタクトネットワークの構成員は、それぞれの加盟国規制機関（NRAs）の為に発言することが求められているものである。事務局長は、コンタクトネットワークの会議に参加するものとされている。

コンタクトネットワークは、規制委員会によって判断される提案の調整を確実にするために存在する。また、規制委員会は、その業務の一部をコンタクトネットワークに委任して行わせることができると規定される。もっとも、その際の委任の範囲は事前に定められなければならない。

2.3.2 コンタクトネットワークが行う業務内容

コンタクトネットワークは、特に以下の業務を行うものとされる。すなわち、事務局のサポートの下で、規制委員会が行う各会議に必要な準備のうち、

- 1) 加盟国の間における顕著な意見の相違を解決することを目的とする行為
- 2) 規制委員会によって検討されるために提出される報告書の草案が適切に時間通りに準備されることを確実にする行為
- 3) 事務局長の補助の下、規制委員会のそれぞれの会合における、特に規制委員会の会議において A 事案として言及される予定の事案であって、規制委員会の長に承認のために提案される事案を含めた議事録の草案に合意すること、である [17]。

また、コンタクトネットワークは、専門ワーキンググループから上がってくる議案を吟味する存在として、また専門ワーキンググループの議論の進行役として、事務局の支援の下で機能することが期待されている。専門ワーキンググループと規制委員会との間の調整を図ることも役割として期待されている。そのために、

- 1) 規制委員会に提案される報告書の完全性と一貫性を評価し、それら報告書が、規制委員会による議論と決定のための準備が整ったものとなっているかを判断すること
- 2) 事務局との計画や調整を手伝うことを行うとされている[18]。

2.4 専門ワーキンググループ

前述のとおり、2014 年 12 月の規制委員会の正式会合では、専門ワーキンググループの設立等に関する内部手続規則が充実する方向で改正された。

手続規則 11 条は、専門ワーキンググループ（EWGs）について定めており、規制委員会が BEREC の業務と役割を果たすために専門ワーキンググループを創設することを認め、事務局にその支援を行うように要請することが出来ると定めている。

それぞれのワーキンググループは、例外的かつ一時的な事情がない限り、それぞれ異なる加盟国規制機関を代表す

る、二人の共同代表によって主導されることとされている。専門ワーキンググループ（EWGs）はすべての加盟国規制機関（BEREC 構成員）とオブザーバーに開かれており、構成員とオブザーバーは、それぞれの専門ワーキンググループに対して、構成メンバーを指名することができ、もしくはそれぞれの専門ワーキンググループについて、どのように接点を設けるかにつき確認をすることができる。

専門ワーキンググループの共同代表の就任期間は 2 年間であり、更新することができる。

さらに、手続規則等から逸脱して規制委員会の決定を実行することが必要となった場合、BEREC の長は、当該 BEREC の年間の業務内容からは予期されなかった、期間の限定された任務に関して特別な（その場限りの）専門ワーキンググループを創設することができ、かかるワーキンググループは、それまでの既存のワーキンググループの下に重ねて付託されるものではないとされる。

また、手続規則 13 条は、欧州委員会への意見を提出するための専門ワーキンググループについて定めている。BEREC は、欧州委員会が、加盟各国の国内の規制に関し、特に、関連市場の定義と重要な市場支配力を持つ事業者の識別に関する国内基準の策定を行う際や、規制拘束を課す基準の策定を検討する場合には意見を述べることとなっている。これは、2002 年の枠組み指令（2002/21/EC）7 条及び 7 条 a を改正した 2009 年の指令（2009/140/EC）とともに BEREC 及び事務局設立規則を根拠とするものである。そのような欧州委員会の検討が開始される際には、それぞれの検討内容について専門ワーキンググループが構成される。

2.4.1 専門ワーキンググループ—具体的内容

専門ワーキンググループは、

- 1) 競争と投資を促進させること
- 2) 域内市場を促進させること
- 3) エンドユーザーの保護と権限付与

といった BEREC の基本戦略目標に加えて、戦略レポートに記されていた

- 4) BEREC の活動と機能的効率性

に関する戦略目標を合わせて戦略目標の柱として、それらの下に、それぞれいくつかのグループを構成している。

具体的には、1) の競争と投資の促進に関して、次世代ネットワーク専門ワーキンググループ（Next Generation Networks EWG）と市場と経済分析専門ワーキンググループ（Market and Economic Analysis EWG）が存在している。

また、2) 域内市場の促進に関しては、規制枠組み専門ワーキンググループ（Regulatory Framework EWG）顕著な市場支配力の改善に関する専門ワーキンググループ（Significant Market Power Remedies EWG）、ローミングに関する専門ワーキンググループ（Roaming EWG）が存在し

ている。

さらに、3) エンドユーザーの保護と権限付与に関しては、エンドユーザー専門ワーキンググループ (End-user EWG) とネットの中立性に関するワーキンググループ (Net Neutrality EWG) が存在している。

最後の4) BEREC の活動と機能的効率性に関しては、標準化に関する専門ワーキンググループ (Benchmarking EWG) 会計規制に関する専門ワーキンググループ (Regulatory Accounting EWG)、と欧州委員会の提案に対応するための2002年の枠組み規制指令7条及び7条aに関する特別な専門ワーキンググループ (Article 7/7a Ad Hoc EWGs) が存在している[19]。

2.5 BEREC の意見提出等 EU テレコムポリシーへの影響

BEREC は、2002年の枠組み指令7条を改正した2009年の指令に基づき、欧州委員会が検討を開始した事項について、意見を述べる事等とされている。また、専門ワーキンググループ等で検討した内容を基に、様々な報告書を規制委員会で承認し、それらを発行している。

2.5.1 BEREC の意見の例—フランス電気通信規制庁に対する最近の事例

BEREC の意見の例としては、以下のようなものがある。すなわち、2014年10月28日に、欧州委員会が「重大な懸念」を表示したフランスの電気通信規制機関のSMSの市場に関する決定に対して、フランス電気通信規制庁からの2014年11月12日の返答と同11月17日の返答を受けて同11月28日に「重大な懸念」とともに開始された第二段階の検証に関して、BEREC の規則と手続に従い、独立にBEREC としての意見を、欧州委員会とは別個に述べるために特別な専門ワーキンググループが直ちに形成された[20]。

特別な専門ワーキンググループは2014年の12月9日に会合を開き、欧州委員会が示している「重大な懸念」が正当化されるのか否かについて、関係する様々な通知や書類等を検証しながら同12月17日にBEREC としての草案が決定された。BEREC としての最終意見は、BEREC 規制委員会の過半数によって同12月29日に採択され、BEREC の「意見」として、枠組み指令7(5)条に従って発行された[21]。

その意見は、「SMS の終了に関する規制緩和を決定するフランス電気通信規制機関の決定は消費者の利益を阻害する可能性があるが、その利益が実際にどのようなものであるのかについては、より詳細で細かな情報が必要であるというものである。欧州委員会の懸念の一部に賛同する」というものである。BEREC は、フランスの電気通信規制庁に対して、追加の資料の提出等を勧めている。

2.5.2 BEREC の報告書の例—ネット中立性に関して[22]

BEREC は様々な報告書 (Reports) も発行しており、それらは専門ワーキンググループ等において詳しく検討されたのちに、規制委員会で承認を得ている。

最近 BEREC が発行した報告書の一つは、ネットの中立性の文脈におけるインターネットアクセスサービスのモニタリングの質に関する報告書である。

この報告書は、詳細な検討ののちに、各国規制機関に対してネットの中立性という視点からみたインターネットアクセスサービスの質に関する平均的な方法を採用するように、とする勧告を提案している。そのような平均的な方法を採用することが、より深い段階でのコンバージェンス(収束)をもたらすものであるという。

3. BEREC と EU テレコムポリシーの関係

以上に概観したとおり、BEREC の予算を含めた組織構成、EU テレコムポリシーに対する関わり方は、欧州委員会からは独立した意見を述べて様々な対立の緩和や調整を図っている点、また、関連諸機関の調整組織として設立された点において、我が国のテレコム分野における同様の調整機構もしくは調整組織を考える上で参考にするべき点があると考えられる。

3.1 規制機関とは異なる BEREC

BEREC は、あくまでも規制機関ではなく、調整機関であり、その組織として目指している目標は、欧州のテレコムポリシーの全体の方向性に関する様々な対立を失くし、調和を図ることにある。すなわち、テレコミュニケーション(電気通信)分野におけるハーモナイゼーションを図る機関である。

3.2 諮問機関としての BEREC

欧州委員会が強い懸念を示す市場支配等に関する事案その他について、BEREC は、さきにもたように、欧州委員会とは独立に、欧州委員会とは異なる視点からの分析的意見を述べる。そのほか、枠組み指令7条に基づき、指令案に対する意見を述べるほか、同司令15条に基づき、サービス市場等に関する勧告案において協議を行い、多国籍市場の識別における決議案等に関しても意見を述べる。さらに、同司令19条によって、加盟国規制機関を補助し、欧州委員会、欧州議会、理事会に対して決議案に対する勧告を行い、その業務の範囲内における電子通信に関するいかなる件に関しても、報告書を発行し、勧告を行い、欧州議会と理事会に対して意見を通達するものとされている[23]。

BEREC が設立され、実際にBEREC が機能を始めてから5年が経過した今、BEREC がEU の組織間の調整を図る機関であること、また、様々な意見や勧告を述べる諮問機関としての役割を果たしていることは明らかである。

4. BEREC と EU テレコムポリシーからみる我が国への示唆

以上検討してきたように、BEREC は、EU テレコムポリシーの中核をなす存在として機能している。欧州委員会が様々な決定を出す前に、BEREC の専門ワーキンググループで検討される諸問題に関する詳細な報告書や意見等が参考にされることは多く、また、BEREC は規制機関としての機能はないものの、調整機関として、EU 通信行政に深く関わるテレコム政策に関する補助機関であるということができよう。もっとも、2009 年のテレコム規制パッケージの検証からさらに現在、新たな規制改革に向けて検証が進められており、BEREC がこのまま調整的機関として存在を続けるのかについては、今後の動向を見守る必要がある。我が国に対しては、調整的組織の在り方という点、また変化の激しいテレコム政策の調整を図るファシリテーターとしての意見等から、テレコム分野における規制（もしくは規制緩和）の適切な在り方を検討する上でも、示唆を得られる点が多いと考えられる。

参考文献

- [1]Directive 2009/140/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directives 2002/21/EC on a common regulatory framework for electronic communications networks and services, 2002/19/EC on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities, and 2002/20/EC on the authorisation of electronic communications networks and services, OJ L 337, 18.12.2009, p. 37–69.
- [2]Directive 2009/136/EC of the European Parliament and of the Council of 25 November 2009 amending Directive 2002/22/EC on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services, Directive 2002/58/EC concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector and Regulation (EC) No 2006/2004 on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws, OJ L 337, 18.12.2009, p. 11–36.
- [3]See, Regulation (EC) No. 1211/2009 of the European Parliament and the Council of 25 November 2009 establishing the Body of European Regulators for Electronic Communications (BEREC) and the Office, Articles 2 and 3.
- [4] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 1(4).
- [5] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 2(c).
- [6] See, above Regulation (EC) No. 1211/2009. Article 2(d).
- [7]See, above Regulation (EC) No. 1211/2009 Article 4, Composition and organization of BEREC; Article 21, Declaration of interests.
- [8]See, BoR(14)182, Berec Strategy 2015-2017, 4 December 2014.
- [9]BEREC, BEREC Strategy 2015-2017.
http://berec.europa.eu/eng/document_register/subject_matter/berec/annual_work_programmes/4785-berec-strategy-2015-2017
(2015 年 1 月 28 日閲覧)
- [10]BoR(14)182, Berec Strategy 2015-2017, 4 December 2014, p.7.
- [11]邦訳につき、寺田麻佑「EU 情報通信法制の研究-技術発展に即応した法制度の展開（三・完）」自治研究 88 巻 4 号(2012 年)103 頁以下。
- [12]BoR(14)182, Berec Strategy 2015-2017, 4 December 2014, p.3.
- [13]BoR(14)185, Work Programme 2015 Berec Board of Regulators, 4 December 2014.
- [14]MC(14)102, BEREC Office Work Programme 2015, p.5.
- [15]BoR(14)213, Rules of Procedure of the Board of Regulators as revised in December 2014.

- [16]BEREC event 2014, 21st BEREC Plenary Meeting in Brussels: 04.12.2014.
<http://berec.europa.eu/eng/events/2014/59-21st-berec-plenary-meeting-in-brussels>
(2015 年 1 月 28 日閲覧)
- [17]BoR(14)213, RoP as revised in December 2014, Article 12-Contact Network.
- [18]See above, Article 12.
- [19]Presentation slides no. 6 at the Interview and Meeting regarding the BEREC Organization at Post och Telestyrelsen, Sweden (PTS) on December 16th 2014.
- [20]BEREC Opinion on Phase II investigation pursuant to Article 7 of Directive 2002/21/EC as amended by Directive 2009/140/EC: Case FR/2014/1670 Wholesale SMS termination on individual mobile networks in France.
- [21]BoR (14) 218, 29.12.2014. Date of registration: 06.01.2015
Document type: Opinions, Author: BEREC.
- [22]BoR (14) 117, 25.09.2014, Date of registration: 29.09.2014
Document type: Reports, Author: BEREC.
- [23]BEREC 及び事務局設立規則 1 条も参照。